

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:福祉部障がい者支援課 No.018

処 分 名	児童居宅支援措置費用の徴収額の決定・変更
処 分 の 概 要	福祉事務所長は、法第 56 条第 2 項の規定により、障害福祉サービスの措置に要した費用を決定し、当該措置を受けた障害児またはその扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）から負担能力に応じて当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収するものとする。
根拠条例等・条項	児童福祉法施行細則（平成 17 年規則第 138 号）第 23 条第 1 項～第 3 項
審 査 基 準	前項の規定により徴収する費用の額（以下「障害福祉サービス徴収額」という。）は、やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて（平成 18 年障障発第 1117002 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）に定める額とする。
標準処理期間	未設定（個別・具体的な判断が必要となるため）
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 30 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 1 階障がい者支援課窓口 又は 支所 2 階福祉・健康保険担当窓口へ提出（郵送含む）
備 考	

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■児童福祉法施行細則

第23条 福祉事務所長は、法第56条第2項の規定により、障害福祉サービスの措置に要した費用として、当該措置を受けた障害児又はその扶養義務者（以下「扶養義務者等」という。）から、その負担能力に応じて当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収するものとする。

2 前項の規定により徴収する費用の額（以下「障害福祉サービス徴収額」という。）は、やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて（平成18年障障発第1117002厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）に定める額とする。

3 福祉事務所長は、障害福祉サービス徴収額を決定し、又はその額を変更したときは、第1項の規定による当該費用を負担すべき者に対し、障害福祉サービス措置費用徴収額決定・変更通知書（様式第26号）により通知しなければならない。